

令和7年第1回可児市農業委員会総会議事録

| | |
|-----------------|--|
| 開催日時 | 令和7年1月6日（月）午後2時05分から午後3時25分 |
| 開催場所 | 庁舎5階全員協議会室 |
| 農業委員 | 大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、柴田 智弘、 近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦、 田中きょうこ |
| 農地利用最適 化推進委員 | 江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、 奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜 |
| 欠席委員 | 菱川 幸夫 |
| 事務局 | 局長 小池 祐功、課長 後藤 道広、係長 山口 嘉之、再任用職員 前田 晃 |
| 議案 | 第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第5号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第6号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について |
| 議長 | 新年あけましておめでとうございます。 会長が欠席のため、副会長の中村が議長を務めさせていただきます。 議事進行にご協力をお願いいたします。 開会に先立ち、事務局から発言を求められています。事務局お願いします。 |
| 局長 | 新年のあいさつ |
| 議長 | 皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和7年第1回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、1番、菱川幸夫委員から欠席届が提出されておりますので、13名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和7年第1回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 |

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
【異議なしの声多数】
 それでは、13番奥村保彦委員、14番田中きょうこ委員の両名を指名します。

続きまして、日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。
 はじめに、受付番号1番の案件が、農地利用最適化推進委員1番の江口利広委員が関係者であるため、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限に準ずる扱いにより、関係する案件の審議の間、退席を求めます。
【江口利広委員 退席】
 それでは、受付番号1番の案件について、事務局に説明を求めます。

日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請についての受付番号1番の案件を説明します。
 受付番号1番は、下恵土の方と下恵土の方との間における売買による所有権移転です。
 下恵土地内において、譲受人は所有する農地の近隣にある申請地を取得して、営農の効率化を図るとのことです。
 詳細については、資料のとおりです。
 本案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
 受付番号1番、下恵土お願いします。

農業委員2番の大澤から現地確認の報告をします。
 下恵土東上屋敷の産婦人科の南東にある田です。北側の農地を所有する譲受人が売買により取得し、田として一体利用で耕作されますので、問題ないと思います。

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
【意見・質問なし】
 ご意見もないようですのでお諮りいたします。
 議案第1号、受付番号1番について、許可することにご異議ございませんか。
【異議なしの声多数】
 異議ないものと認め、議案第1号、受付番号1番は、許可することに決しました。
 それでは、江口利広委員の議事参加を認めます。
【江口利広委員 着席】

引き続き、議案第1号を議題といたします。
 受付番号2番から5番について、事務局に説明を求めます。

引き続き、日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。
 今月の申請は、受付番号1番の案件を含め、売買による所有権移転5件です。

受付番号2番から順次説明いたします。

受付番号2番は、土田の方と土田の方との間における売買による所有権移転です。

土田地内において、譲受人は所有する農地に隣接する申請地を取得して、営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号3番は、長坂の方と犬山市の方との間における売買による所有権移転です。

長洞地内において、譲受人は転入予定地に隣接する申請地を取得して、新規就農することです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号4番は、谷迫間の方と下恵土の方との間における売買による所有権移転です。

谷迫間地内において、譲受人は所有する農地に隣接する申請地を取得して、営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号5番は、広見の方と今渡の方との間における売買による所有権移転です。

広見地内において、譲受人は申請地を取得して、経営規模の拡大を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号2番、土田をお願いします。

奥田委員 農業委員4番の奥田から現地確認の報告をします。

土田のとうのう病院西の農振農用地区域にある農地です。現地は割田で、譲受人は隣接地を耕作しており、今後も耕作されますので、問題ないと思います。

議長 受付番号3番、長洞をお願いします。

國枝委員 推進委員4番の國枝から現地確認の報告をします。

長洞地内にある農地です。譲渡人は相続により宅地と農地を取得しましたが、売ることとなり、宅地、住宅と隣接する農地を譲受人が一括購入されることとなり、申請された案件です。住宅に隣接する農地で、取得後も野菜等を作付けして耕作される計画で、問題ないと思います。

議長 受付番号4番、谷迫間をお願いします。

近藤委員 農業委員8番の近藤から現地確認の報告をします。

坂戸、JA野菜販売所から谷迫間方面へ300mほど入った所にある農地、田です。譲渡人は高齢となり耕作、管理ができないため、隣接農地を所有、耕作する譲受人が購入し、今後も耕作、管理されますので、問題ないと思います。

議長 受付番号5番、広見をお願いします。

奥村(保)委員 農業委員13番の奥村から現地確認の報告をします。

広見乗里地内にある農地です。譲渡人は高齢となり管理ができないため、譲受人が購入し、今後も管理されますので、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま

| | |
|-----|--|
| 委員 | せんか。 |
| 議長 | 【意見・質問なし】 ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第1号、受付番号2番から5番について、許可することにご異議ございませんか。 |
| 委員 | 【異議なしの声多数】 |
| 議長 | 異議ないものと認め、議案第1号、受付番号2番から5番は、許可することに決しました。 |
| 議長 | 続きまして、日程第3、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。 |
| 事務局 | 日程第3、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。 今月の申請は、6件です。 受付番号1番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。 立地基準判定は、第3種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、隣接する農地は自己所有地のみですが、既存の石積み等により防ぐとのことです。 受付番号2番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で、隣接地を一体利用して共同住宅の駐車場敷地にするとのことです。 立地基準判定は、第3種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。 平成9年頃より、農地法の許可を得ず、当該農地を埋立てて共同住宅の駐車場敷地として利用していたため、始末書が提出されています。 受付番号3番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。 立地基準判定は、第3種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。 平成25年1月頃より、農地法の許可を得ず、当該農地を倉庫敷地として利用していたため、始末書が提出されています。 受付番号4番は、東帷子の方が農地転用の許可を求めるもので、東帷子地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅、倉庫及び道路敷地にするとのことです。 立地基準判定は、第3種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等は行わず、現状と変更なしとのことです。 |

昭和 37 年頃から、農地法の許可を得ず、宅地等として使用していたため、始末書が提出されています。

この案件の 2 筆は、昨年の第 10 回総会において審議を行った時効取得の案件で、現状に農地性がないため、2 筆を含め農地転用許可申請を行わせた案件です。

受付番号 5 番は、大森の方が農地転用の許可を求めるもので、大森地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことです。

平成 8 年 1 月頃から、農地法の許可を得ず、宅地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 6 番は、久々利の方が農地転用の許可を求めるもので、久々利地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の車庫、進入路の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

平成 5 年 4 月頃より、農地法の許可を得ず、当該農地を進入路、駐車場敷地、倉庫敷地として利用していたため、始末書が提出されています。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、今渡お願いします。

江口委員

推進委員 1 番の江口から現地確認の報告をします。

受付番号 1 番は、今渡住吉地区、旧の国道 21 号線と木曾川の中間地点にある畑を転用して一般個人住宅を建築するための申請です。

隣接する農地は、自己所有地で既存の石積み等により被害防除され、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号 2 番、下恵土お願いします。

江口委員

推進委員 1 番の江口から現地確認の報告をします。

受付番号 2 番は、下恵土禅台寺の南、熊野神社とすみれ幼稚園の中間にあり、既存の共同住宅の駐車場として既に利用されており、始末書が提出されている農地です。周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除され、雨水は自然浸透です。既に駐車場として利用されているため、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号 3 番、土田お願いします。

奥田委員

農業委員 4 番の奥田から現地確認の報告をします。

受付番号3番は、土田地区センターの南、報恩寺を管理する所有者が一般個人住宅を建築するための転用申請です。隣接所有者への説明も済み、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長
勝野委員

受付番号4番、東帷子お願いします。
農業委員5番の勝野から現地確認の報告をします。

受付番号4番は、東帷子、名鉄西可児駅の北東にあり、既に車庫、道路敷として使用されており始末書が提出されている案件です。昨年10月に審議し、時効取得された農地に農地性が無かったため、周囲の無断転用地と合同で転用申請する様、事務局から指導され、申請された案件で、現状のまま使用されますので、問題ないと思います。

議長
奥村(松)委員

受付番号5番、大森お願いします。
推進委員7番の奥村から現地確認の報告をします。

受付番号5番は、大森杉本地区にあり、既存住宅の敷地として既に宅地として利用されており、始末書が提出されている案件です。既存のまま利用されますので、問題ないと思います。

議長
竹谷委員

受付番号6番、久々利お願いします。
農業委員11番の竹谷から現地確認の報告をします。

受付番号6番は、久々利駐在所から北へ入った、原見地区にある農地で、既に宅地として利用されているため、始末書が提出されている案件です。隣接者への説明も済み、既存のまま使用されますので、問題ないと思います。

議長
委員
議長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質問なし】

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員
議長

【異議なしの声多数】

異議ないものと認め、議案第2号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議長

続きまして、日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

はじめに、受付番号5番の案件が、農地利用最適化推進委員4番の國枝悟委員が関係者であるため、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限に準ずる扱いにより、関係する案件の審議の間、退席を求めます。

【國枝悟委員 退席】

それでは、受付番号5番について、事務局に説明を求めます。

事務局

日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請、受付番号5番について説明します。

受付番号5番は、室原の方外1名と岐阜市の法人が、売買による所有権移転で、農地転

用許可を求めるものです。

転用事業者は、室原地内で、隣接地を一体利用して運送業の駐車場敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事は行わず、現状と変更なしとのことです。

平成2年3月頃より、農地法の許可を得ず、当該農地を駐車場敷地として利用していたため、始末書が提出されています。

本案件は、周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号5番、室原をお願いします。

山本委員 農業委員6番の山本から現地確認の報告をします。

受付番号5番は、室原地内の農地で、譲受人の運送事業者が、平成2年3月頃より事業を開始する時期より一体利用地として使用していたため、始末書が提出されている案件です。申請地は、共有持ちで、1名の方の相続人が不明であったため、手続きができないもので、今回、室原川の河川改修工事に併せ、市の用地買収と同時に未手続敷地の整理をするため、申請されたものです。現状のまま使用されますので、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質問なし】

委員 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第3号、受付番号5番について、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

委員 長 異議ないものと認め、議案第3号、受付番号5番は、許可相当として、市に進達することに決しました。

それでは、國枝悟委員の議事参加を認めます。

【國枝悟委員 着席】

議長 引き続き、議案第3号を議題といたします。

なお、受付番号8番の案件が、日程第5、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてと関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、受付番号1番から4番、6番から9番及び事業計画変更、受付番号1番について、事務局に説明を求めます。

事務局 改めまして、日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、先程説明しました案件を含め、売買による所有権移転5件、使用貸借権

の設定3件、賃借権の設定1件の合計9件です。

併せまして、日程第5、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。

申請の内訳は、事業計画の変更1件です。

それでは、5条案件から順序説明します。

受付番号1番は、広見の方と愛知県春日井市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号2番は、広見の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、1区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号3番は、名古屋市緑区の方外3名と岐南町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、7区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

都市計画法に基づく開発協議が必要な案件で、申請済みです。

受付番号4番は、長洞の方と長洞の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、長洞地内で、父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号5番は、先ほど審議済みです。

受付番号6番は、谷迫間の方外3名と愛知県犬山市の方が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、谷迫間地内で、水道工事業の資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号7番は、久々利の方外1名と桂ヶ丘の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、久々利地内で、一般個人住宅及び資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号8番は、広見の方外1名と名古屋市昭和区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、隣接地を一体利用して、葬儀場を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

都市計画法に基づく開発協議が必要な案件で、事前協議中です。

本案件は、事業計画変更、受付番号1番と同時申請となりますので、併せて説明します。

事業計画変更、受付番号1番は、転用申請の内容は、5条、受付番号8番と同じになりますので、省略します。事業計画が変更に至った経緯等を説明します。

転用事業者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり申請地に葬儀場を建築する予定でしたが、隣接地を追加で購入できることとなり、これに伴い建物の配置等を変更することになったため、事業計画の変更を申請することになりました。

受付番号9番は、広見の方と広見の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

平成26年頃より、農地法の許可を得ず、当該農地の一部を駐車場、物置敷地として利用していたため、始末書が提出されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、2番、下恵土お願いします。

江 口 委 員

推進委員1番の江口が受付番号1番、2番の案件について報告します。

受付番号1番、2番は、下恵土古市場地内の土地改良区域内にある農地を2筆に分け、1番は、父の所有地に使用貸借権を設定して、子が一般個人住宅を建築するための転用申請で、2番は、不動産業者が売買により所得して、宅地分譲するための転用申請です。1

番 2 番ともに、土地改良区の同意、上下水道とも整備されており、雨水は改良区排水路への排水で同意が得られており、転用されても、問題ないと思います。

議 長
津 田 委 員

受付番号 3 番、土田お願いします。

推進委員 2 番の津田が受付番号 3 番の案件について報告します。

受付番号 3 番は、土田上町南にあります農地を不動産開発業者が購入して、7 区画に宅地分譲する転用申請です。市の開発協議が必要な案件で、北側に土地改良区の水路があり、防草対策が必要で施工されると聞いております。雨水は道路側溝へ排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長
國 枝 委 員

受付番号 4 番、長洞お願いします。

推進委員 4 番の國枝が受付番号 4 番の案件について報告します。

受付番号 4 番は、長洞地内の農地で、父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するための申請です。申請地の南側の農地、田がありますが、今後も耕作をされないため、同意が得られており、周囲には被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は既設水路へ排水して、矢戸川へ排水され、上下水道とも東側市道に整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長
近 藤 委 員

受付番号 6 番、谷迫間お願いします。

農業委員 8 番の近藤が受付番号 6 番の案件について報告します。

受付番号 6 番は、国道 248 号線バイパスから谷迫間、工業団地へ降りる道路に接する場所にある農地で、水道工事事業の資材置場として整備、利用するための転用申請です。周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除され、雨水は自然浸透で、資材置場であり上下水道の利用はありません。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。

議 長
竹 谷 委 員

受付番号 7 番、久々利お願いします。

農業委員 11 番の竹谷が受付番号 7 番の案件について報告します。

受付番号 7 番は、久々利地区センターの西にある農地で、譲受人が一般個人住宅の建築と自身が経営する事業の資材置場として利用するための転用申請です。隣地所有者への説明も済み、雨水は道路側溝への排水、水道は北側市道に整備されており、下水道は、浄化センターの処理能力を超えているため、合併浄化槽を設置して処理されます。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。

議 長
奥村(保) 委 員

受付番号 8 番、9 番及び事業計画変更、受付番号 1 番、広見お願いします。

農業委員 13 番の奥村が受付番号 8 番、9 番及び事業計画変更、受付番号 1 番の案件について報告します。

受付番号 8 番と事業計画変更受付番号 1 番は、同一地ですので、併せて説明します。旧 248 号線、田白交差点南の農地に葬儀場を建築するための転用申請で、当初計画から敷地を拡張できることとなり、建物の配置等が変更となったため、5 条と事業計画変更が同時に申請されたものです。隣接所有者への説明も済み、周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 9 番は、広見三丁目、区画整理地内の農地で、農業用倉庫、駐車場として利用していたため、始末書が提出されている案件です。父の所有地に使用貸借権を設定して、

子が一般個人住宅を建築するための転用申請で、隣地所有者への説明も済み、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 議案第3号、受付番号1番から4番、6番から9番は、許可相当として、議案第4号は、承認相当として、それぞれ市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第3号、受付番号1番から4番、6番から9番は、許可相当として、議案第4号は、承認相当として、それぞれ市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第6、議案第5号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第5号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。

事務局 今月の申請は、1件です。

事務局 受付番号1番は、久々利の方が所有する久々利地内の畑です。

事務局 該当農地は、昭和50年頃までは、耕作を行っていましたが、日当たりが悪く耕作に適さなかったため、平成15年頃に車庫を建築し、以後車庫敷地として使用し、現在に至るとのことです。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

竹谷委員 受付番号1番、久々利お願いします。

竹谷委員 農業委員11番の竹谷が受付番号1番の案件について報告をします。

竹谷委員 受付番号1番は、先程、4条、受付番号6番で審議、許可相当とした案件と隣接する農地で、事務局から説明がありました様に、平成15年頃に車庫を建築し、以降車庫敷地として一体利用され、現在に至るとのことで、非農地として、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 議案第5号について、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第5号は原案のとおり、承認することに決しました。

議長 続きまして、日程第7、議案第6号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第6号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地

利用集積計画について説明します。

今月の申請は、5件です。

受付番号1番から4番は、同じ法人が借人となりますので、併せて説明をします。

長洞の方外3名と土田の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権の設定です。

長洞、塩河及び久々利地区内の該当農地について、令和10年1月までの3年間、利用集積を図るものです。

受付番号5番は、東京都八王子市の方と柿下の方との間での新規の賃借権の設定です。

久々利地内の該当農地について、令和12年1月までの5年間、利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質疑なし】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第6号は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議 長 続きまして、日程第8、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見についてを議題といたします。

はじめに、本案件は、農業委員9番の奥村武司委員が関係者であるため、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限により審議に加わることはできません。したがって、本案件の審議の間、退席を求めます。

【奥村武司委員 退席】

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第8、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について説明します。

別葉の議案第7号をご覧ください。

貸付候補農用地等リストのとおり、二野の法人と土田の法人を貸付先とし、農地中間管理機構を経由し、使用貸借権を設定する計画となっています。

貸付する農地の内訳は、二野が36筆、羽崎が6筆、久々利が1筆の合計43筆となっています。農地の概要等については、いずれも資料のとおりです。使用貸借の期間は、全筆とも10年間となっています。

議 長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質疑なし】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第7号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第7号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。
それでは、奥村武司委員の議事参加を認めます。

【奥村武司委員 着席】

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の12月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数2件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の12月届出分です。
届出はありませんでした。

3. 農業用施設の届出書の12月届出分です。

届出はありませんでした。

4. 12月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

4件の届出がありました。

田 12筆 6,290.91㎡ 畑 7筆 2,148.00㎡ 合計 19筆 8,428.91㎡

5. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は1月30日の木曜日を予定しています。

また、令和7年第2回農業委員会総会は、令和7年2月4日火曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

6. その他

令和6年度 農作業料金・農業労賃に関する調査
資料にて説明

農業委員・農地利用最適化推進委員大会について

日時：2月18日 火曜日 13:00～16:00

場所：岐阜グランドホテル

集合場所；中恵土地区センター 11時25分までに集合

出欠確認と集合場所、時間の最終確認

議 長 これをもちまして、令和7年第1回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。

また、会長が欠席により議長を務めさせていただきましたが、委員皆様のご協力により無事に総会を終了することが出来ました、ご協力ありがとうございました。

